

令和2年4月27日

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長 土屋 宏

5月7日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

桜花の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、この度の教科書等の配付に際しては、お忙しい中、ご対応いただきましてありがとうございます。

さて、本市における感染者は、4月21日以降は確認されておらず、これまでのような増加状況ではないものの、感染拡大防止の取組を継続する必要があると考えています。

つきましては、5月7日以降の新型コロナウイルス感染症への対応を下記のとおりとします。皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 今後の対応

- (1) 市内全小・中学校において臨時休業期間を延長します。
- (2) 学校の再開は5月11日以降とします。
- (3) 登校日は設けません。
- (4) 中学校における部活動は行いません。

2 5月11日以降について

- (1) 学校再開の時期、始業式・入学式の期日は、今後の市内及び近隣市町の感染者の状況、この後出される国や県の方針をみて、大型連休明けに決定します。

※ 郵送の場合、次回のお知らせ文書の配達が遅れることがあります。情報は、本市のホームページやフェイスブックでご確認いただけますので、ご覧ください。

- (2) 学校に登校できない状況が続いていることによる、児童生徒や保護者の方の不安、ストレスが増大していることから、学校再開の可能性を検討していくべき時期を迎えていると考えています。

3 臨時休業期間中（大型連休中）の留意事項

※ 学校再開時に、感染リスクが高まらないようにご協力をお願いします。

- (1) 感染予防と生活リズムの維持に努めてください。
 - ※ 手洗い、咳エチケットを徹底してください。
 - ※ 不要不急の外出を避けてください。また、3つの密を避けてください。
 - ※ 睡眠時間、起床、就寝の時刻、バランスの良い食事などに努めてください。
- (2) 健康状態の確認をお願いします。
 - ※ **毎日の検温（朝と晩の1日2回）と記録**をお願いします。

4 その他

- (1) 学校利用は継続しますが、学校利用による感染リスクを下げるため、利用自粛にご協力をお願いします。
- (2) 学校での感染防止のため、次に該当する場合には、必ず、学校に連絡をお願いします。なお、情報の取り扱いには十分に注意します。
 - ・ 児童生徒に発熱等の症状が続く場合
 - ・ 児童生徒が感染拡大地域に行き来した場合
 - ・ 児童生徒が感染拡大地域から来た人と濃厚接触をした場合
 - ・ ご家族に感染が確認された方が出た場合
 - ・ ご家族に感染が疑われる方（倦怠感、発熱、のどの痛み、味覚・嗅覚障害など）が出た場合
 - ・ ご家族に感染者の濃厚接触者とされた方、またはPCR検査を受ける方が出た場合